

ひと・とき・みずの流れるまちづくり

しも かい どう 下 街 道

(区画整理だより)

平成 24 年 10 月 (第 9 号)

発行：新富士駅南整備課



平成 23 年度 事業状況について

昨年度は、15 件の建物移転をはじめ、道路築造工事、宅地の造成工事及び新たな仮設住宅の建設等を実施し、平成 23 年度末での事業の進捗率は、事業費ベースで 25.5%となりました。

関係権利者の皆様には、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

仮設住宅について

平成 18 年に建設されたものと同じ、3LDK の仮設住宅が新たに 3 棟完成し計 6 棟となりました。

この仮設住宅には、大きな荷物なども保管出来るよう 8 畳分の物置も併設しておりますので、一緒にご利用いただけます。

なお、光熱水費などの費用は各自の負担となりますが、家賃はいただいております。



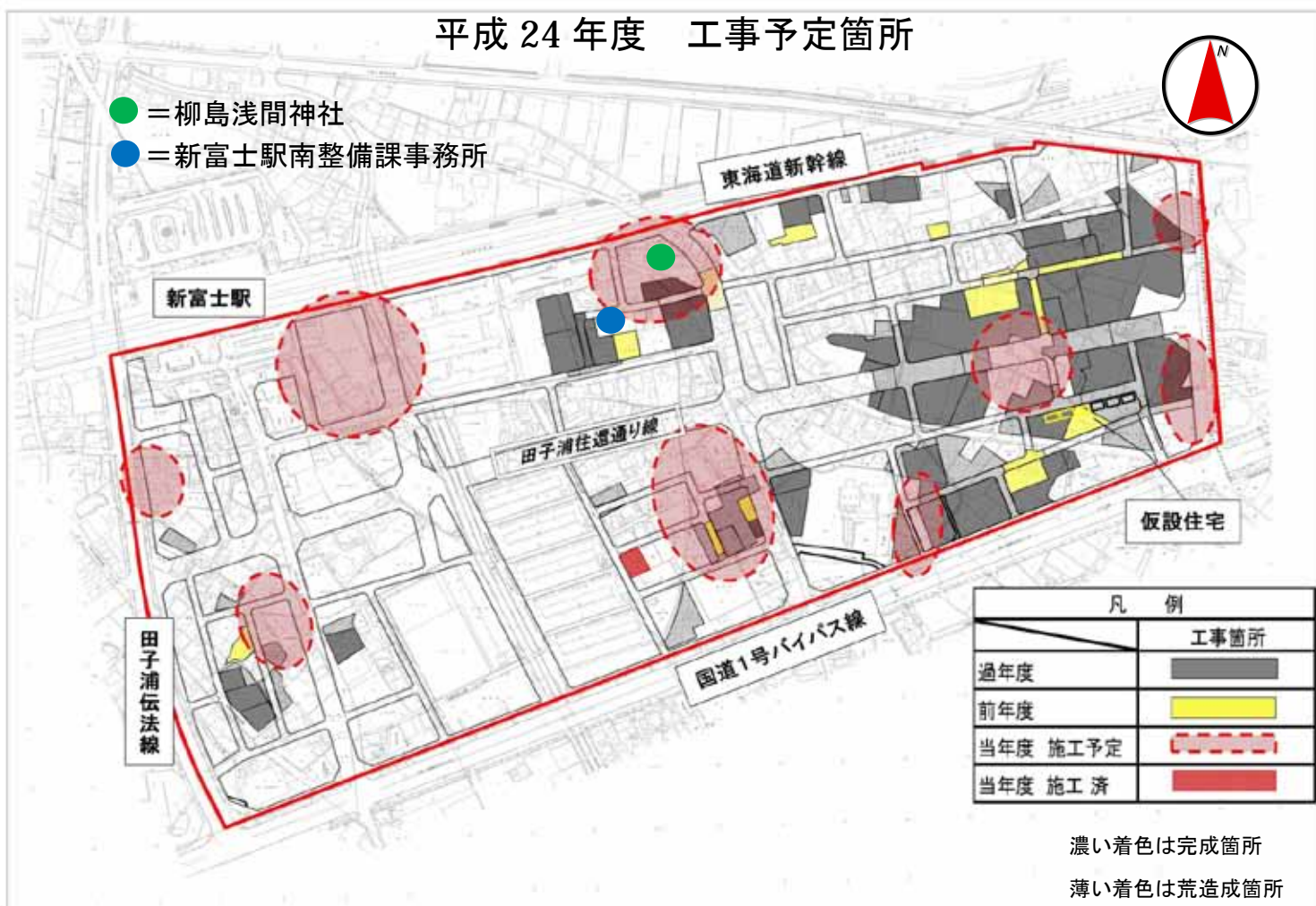


平成 24 年度 事業の施工予定について

工事につきましては、昨年度と同様、皆様が移転される仮換地先の造成、道路及びライフライン（上下水道等）の整備等を進める予定で、主な工事箇所は下図のとおりです。

また、来年度以降の移転をお願いする皆様には、順次お声を掛けて、移転の段取り等のご説明をさせていただきます。

平成 24 年度 工事予定箇所



除草作業の予定について

本年度の市管理地の除草作業については5月、7月、9月に実施し、今後は概ね次の時期を予定していますが、状況に応じて随時実施していきます。

- ・ 第4回 平成24年 11月上旬 ~ 11月中旬頃
- ・ 第5回 平成25年 3月中旬 ~ 3月下旬頃



お知らせ

中断移転について

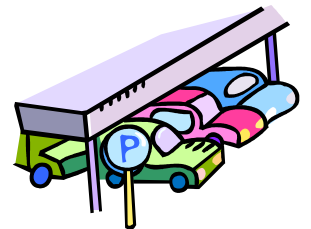
通常の場合、仮換地の整備が完了してから移転のお願いをしていますが、従前地と仮換地が重なっている場合などは、従前地を解体、更地にしなければ、仮換地の造成が出来ないことがあります。

このように、先行して従前地を事業用地として提供していただき、仮換地の準備が出来た後、仮換地を使用していただく方法を中断移転といいます。

また、諸事情により、地区外へ転居されるような場合や、既に地区内のお宅が空き家になっている場合で、従前地を事業用地として協力いただける方には、物件補償をさせていただきます、解体・更地後の土地を市で管理させていただくという手法もありますので、ご希望される方はご相談ください。

車庫証明について

移転先（仮換地）で、警察に車庫証明を申請する際に記載する保管場所等については、通常と異なる場合がございますので当課にご相談ください。



物件移転補償とその他の料金について

建物等を移転していただく方には、市より物件移転補償費をお支払いしますが、その結果、介護保険料やその他の料金の変動する可能性がありますので、ご不明な点は、当課にご相談ください。

お願い

宅内の電柱について

本地区内の電柱は、道路等が安全で快適に利用できるよう、東電及びNTTの配電計画に基づき、全て皆様方の仮換地内に建柱されることになります。

このため、仮換地に新たに建柱する際には、東電又はNTTの職員が伺いますので、ご協力をお願いします。



所有者等の権利変更について

土地に関して、売買、相続等により所有権や借地権等の権利に変更が生じた場合は、速やかに新富士駅南整備課まで届出をお願いします。

地区内における建築行為等について

本地区内における建築行為等は、土地区画整理法第76条により制限されています。

これは、事業の施行の障害となるおそれがある建築物（ブロック塀等の工作物を含む）の新築、改築、増築、または重量が5トンをこえる移動が容易でない物件の設置やたい積を制限することにより、事業を円滑に進めるためのものです。

なお、制限の対象になるかどうかは、個々の事例により異なりますので、建築行為等を予定されている方は、当課までお問合せください。



職員の異動について

今年度の人事異動では、3名の職員が転出し、新たに3名の職員が転入しました。新体制は次のとおりです。（○印は転入職員です。）

【課長】

あいばとしひこ
相場俊彦

【工事担当】主に工事及び事業計画を担当します。

しまだ はじめ こばやし じゅん もちつきけんじ いづかゆういちろう やまもとゆきひろ ふるこおり ひさし
島田 肇、小林 淳、望月健司、飯塚祐一郎、山本幸洋、○古郡 恒

【換地補償担当】主に換地及び移転補償業務を担当します。

ひはらかずお すずきかずよし もちつきまさし いしいはるお ひなたよしの
日原一男、○鈴木一賀、○望月優至、石井治雄、日向良乃

以上12名、地区の皆様とともに、安心して暮らせるまちづくりを目指して、事業の推進に励んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

工事に際しては、安全等に十分配慮いたしますが、何かお気づきの点がありましたら当課までご連絡ください。また、補償や仮換地についても、ご不明な点や不安に感じることがありましたら、お気軽にお問ひ合わせください。



発行：富士市都市整備部新富士駅南整備課
〒416-0932 静岡県富士市柳島82番地の9
TEL 0545(65)7680 FAX 0545(65)8223
e-mail shinfuji@div.city.fujishi.zuoka.jp

※新富士駅南整備課のホームページを開設しています。

富士市役所トップページ→分野別情報ボックス→所属別の情報

→都市整備部→新富士駅南整備課

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/menu000000200/hpg000000163.htm>